

海外労働事情

アメリカ

クライスラーで辛くも新労働協約成立

米国自動車産業の四年に一度の労働協約改訂の交渉は、九月二六日合意に至ったGMとの交渉(1)に引き続き、一〇月七日からUAW(全米自動車労組)とクライスラーとの間での労使交渉が本格化した。労使交渉は医療費負担削減や雇用保障をめぐって膠着状態となり、一〇月一〇日午前一部工場を除いてストに突入した。しかし、六時間後、労使の合意を受けて即日解除された。

新しい協約の内容は、GMとの交渉結果と大筋で同様のものであるとされている。ちなみに、協約によるベネフィットは、四万五〇〇〇人の現役従業員の他、五万五〇〇〇人の退職者と二万三〇〇〇人の退職者に先立たれた配偶者が対象となる。

二階層賃金制導入など

各種報道とUAWのレポート(2)による協約内容は以下の通りである。

1. 退職者医療費信託基金を二〇一〇年に設立し、クライスラー側が八八億米ドルを拠出する。
- 二〇〇八年と二〇〇九年の退職

者医療にかかる費用については約一五億ドルを負担する(3)。

2. 一時金の支払いと賃金抑制についてはほぼGMと同様の水準である。二〇〇七年の一時金として三〇〇〇ドル、二〇〇八年から二〇一〇年までの毎年、一時金として年間賃金の三%から四%が支払われる。賃金については据え置きとなり、物価調整は加算にとどまる。

3. 四工場に関して二階層賃金制度の導入し、非主要部門の新規労働者を対象に低い賃金体系を適用する。部門によって異なるが、その水準は従来のはほぼ半額に当たる一四・六一ドルから一六・二三ドルとなる。

4. 雇用保障に関して経営側は一五〇億ドルに当たる投資計画を示した。しかし、投資計画の実施時期や生産数量については具体的数字を明らかにしていない。一方、GMは将来の国内生産工場建設や生産数量を提示するなどこの点について明確な回答を示している。GMに見られた三〇〇〇人の非正規従業員を正規従業員化するような内容もクライスラーとの新協約には見られない(4)。

クライスラーの協約ではほとんどの工場について、プロダクト・ライフサイクルに沿って現行車種の生産を行なうという表

現にとどまっている。中には追加的な生産を行なわないと明記している工場さえある。将来生産計画に踏み込んだ表現でも、次世代車種の生産計画の有無について触れているに過ぎない。

目立つ幹部・組合員からの不満

合意内容に対する幹部投票は一〇月一五日に実施された。賛成多数で可決したが、GMと異なり満場一致ではなかった(5)。一八日からの組合員投票では、批准に必要な過半数を確保したものの、賛成票はGMの六六%に比べて低水準の五六%にとどまった(6)。工場単位で見ると、北米主要工場の一つセントルイス北部組立工場など幾つかの工場で否決された。

六時間のストに関しても冷やかな見方が見られた。五つの工場一万二〇〇〇人、組合員の四分の一以上は一時帰休の状態にあつたためストは実質的には影響力はなかつたとされている(7)。オハイオ州トledoのジープ工場に三〇年勤続するある労働者は、妥結内容をぎりぎりのものだと思わせるためにストが実施されたのだと述べている。演技に過ぎないとの意味を込めて「ハリウッドスト」と揶揄する声も聞かれるという(8)。

UAW幹部の中からも批判の

声が上がっている。デトロイトの支部長会議で三分の二が賛成したものの、交渉チームトップの要職にある者の中にも反対の意をあらわにする者がいた。今後の明確な生産計画が示されなかったことへの失望感が理由ともされているが、二階層賃金制度の導入に対して最も批判が集中している。デトロイト近郊ステアリング・ハイツ支部長は、この制度は既にイリノイ州ベルヴィデルの工場において導入されており、実際に労働者の間に不満や対立が生じていると語った(9)。また、ミシガン州ウオーレン支部長は新協約の内容にも、幹部の説明内容にも不満の意を露わにし、二階層賃金制度はUAW設立理念「全組合員に等しい仕事、等しい支払いを提供する」という精神に反するものだとして述べた(10)。

他の二社とは相違する経営環境

こうした不満の背景には、ビッグスリーの他の二社とは違つた条件下の交渉をクライスラーが余儀なくされたことも関係している。一つは、GMとフォードでは二〇〇五年から二〇〇六年にかけて医療費負担額の削減に関してUAWとの間で合意ができており、今回の基金設立に関する協約協議の前提条件がで

きていた点がある(11)。クライスラーはGMやフォードに比して医療費削減の問題では交渉を最初の一步から着手しなければならなかったのである。

もう一つは、クライスラーの経営権は、二〇〇七年八月、ダイムラー・ベンツから投資ファンド、サーベラス・キャピタル・マネジメントに移った。同ファンドの意向が経営に反映されることになり、短期的な利益に直結する経営を優先し、徹底した人件費削減を目指されるようになっていたため、GMのような雇用保障を新協約に盛り込めなかったとも考えられる。

[注]

1. 本誌海外労働事情二〇〇七年一月号参照
2. NEWSGRAM UAW CHRYSLER HOURLY WORKERS、及びNEWSGRAM UAW CHRYSLER HOURLY WORKERS、を参照。共にUAWによりOctober 2007に発行。

3. Detroit Free Press, Oct. 16, 2007 <http://www.freep.com/apps/pbcs.dll/article?AID=200710160396>

4. The Wall Street Journal, Oct. 22, The New York Times, Oct. 20
5. The New York Times, Oct. 16, The Wall Street Journal, Oct. 19

6. The New York Times, Oct. 20, The Wall Street Journal, Oct. 29
7. The New York Times, Oct. 11

8. The New York Times, Oct. 11
9. The Wall Street Journal, Oct. 19

10. The Wall Street Journal, Oct. 10
11. 当機構海外労働情報二〇〇五年一月号参照

(国際研究部 北澤謙)

ドイツ

社会民主党、失業給付受給期間の延長へ―党大会で採択、選挙向けに方針修正

社会民主党（SPD）は、一〇月下旬の党大会で、第二期シュレーダー政権が推進した「アジェンダ二〇一〇」に基づく労働市場改革により大幅に短縮された失業給付受給期間を、中高年失業者について再び延長する政策を採択した。SPDのミュンテフェリング副首相兼労働社会相はこの改革路線の逆行に断固反対する姿勢を示したが、〇九年の連邦議会選挙を控え、ベック党首が提唱した有権者受けする政策が党員の圧倒的支持を集めた。このSPDの方針修正は連立政権の運営を今後益々困難にしていくなると予想される。

背景①SPDの支持率低下

シュレーダー政権は〇三年三月、①解雇制限法の緩和②失業給付受給期間の短縮③失業扶助と社会扶助の統合④連邦雇用庁の再編―などを盛り込んだ「アジェンダ二〇一〇」を発表し、労働市場改革の方向性を示した。これに基づき〇三年一月に労働市場改革法を制定し、それまで最長三カ月であった失業給付Ⅰ（失業保険財源に基づき従前所得の六七％を支給、

子供がいない場合は六〇％）の受給期間を、五五歳未満は最長一二月、五五歳以上は最長一八カ月に短縮した。また、同時に成立したハルツ第IV法により、失業扶助と社会扶助を統合して、失業給付Ⅰ受給資格のない稼働可能なすべての生活困窮者に対して、定額の失業給付Ⅱ（税財源による月額三四七ユーロの基礎給付および住居費・暖房費）を支給する「求職者のための基礎保障制度」を創設した。それ以前は従前所得の五七％（子供がいない場合は五三％）の失業扶助を支給していた。

SPD政権が推進したこの福祉手当の大幅な切り下げは国民から激しい批判を受け、SPDは支持率を大幅に低下させた。〇五年九月に実施された連邦議会選挙の結果、SPDはキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）に三議席差で敗れ、第一党の座を明け渡した。〇五年一月に発足したCDU/CSUとSPDの大連立政権においても、元SPD党首のミュンテフェリング副首相兼労働相が年金支給開始年齢の六五歳から六七歳への段階的引き上げを断行し、労働組合などから激しい反発を受けた。他方、メルケル首相はEU政治の場での調整能力や気候変動への取り組み、両親手当導入などの家族政策が国民から評価され高い人気を誇っている。CDUが伝統的にSPDの

得意とする社会政策の分野にも力を注ぐ中、SPDは自らの主体性維持に苦悩している。現在、SPDの支持率は二五％でキリスト教民主同盟（CDU）の四〇％を一五ポイントも下回る。SPDはさらに、旧共産党とSPD分裂派が六月に結成した左派政党「左翼」からも支持層を奪われる脅威にさらされている。

党首と労働社会相で激しい対立

長年「社会正義」の守護者としてきたSPDにとつて、〇八年の地方選挙、〇九年の連邦議会選挙に向けた、生き残りかけた党の再生が喫緊の課題となっている。

ベック党首は一〇月下旬の党大会の前に、中高年失業者の失業給付Ⅰ受給期間を、四五歳以上の労働者が失業前五年間に三〇カ月以上失業保険料を納めた場合は一五カ月間、五〇歳以上の労働者が失業前五年間に三六カ月以上失業保険料を納めた場合は一八カ月間、四二カ月以上保険料を納めた場合は二四カ月間にそれぞれ延長する提案を行った。この提案はドイツ労働総同盟（DGB）の要求に基づき策定されたものである。ベック党首は、「長く働き失業保険料を取めた者は、この制度からもっと給付を受け取るべきであり、一年で失業給付Ⅱの受給者になってしまうのは誤りである」と主張していた。これに対しシュ

レーダー政権時代にSPD党首を務めたアジェンダ二〇一〇の推進に尽力したミュンテフェリング副首相兼労働社会相は、失業者がより速く、より懸命に仕事を探そうと動機付ける労働市場改革によって中高年の就業率が大幅に上昇し失業者も減少している点を強調し、改革の本質に逆行するベック党首の提案を痛烈に批判した。この二人を中心とする失業給付ⅠをめぐるSPDの激しい論争は党大会まで約一カ月間続いた。

ドイツ使用者団体連盟（BD A）、ドイツ産業連盟（BDI）、ドイツ商工会議所（DIHK）、ドイツ手工業中央連盟（ZdH）の経済四団体は、「世界の他の地域に必要な改革を断行しているときに、ドイツが後ろ向きの人気取り政策に陥ってはならない」「アジェンダ二〇一〇の核心をうやむやにし、破棄しようとする者は現在の好調な経済を危うくする。景気回復を台無しにするな」とする共同声明を発表した。

ライン・ヴェストファールン経済研究所（RWI）、マクロ経済研究所（IMK）、ハレ経済研究所（IWH）、IfO経済研究所の四つの主要経済研究所も、連邦経済省から委託を受けて共同で作成した秋の経済鑑定書の中で、「失業給付受給期間の延長は、雇用政策的観点から非生産的だ。財政状況が改善し

たという理由で、成功を危うくするような改革の修正を要求するのは馬鹿げている」と主張した。研究所側は、シュレーダー政権の労働市場改革は「少なくとも失業の核心部分を撲滅する機会を提供し得る」二つの要素（失業扶助と社会扶助の統合および失業給付Ⅰ受給期間の短縮）を含んでおり、失業者が積極的に求職活動を行う圧力となるだろうと述べている。

党大会、社会民主主義再評価の新綱領採択

SPDは一〇月二六日（二八日の三日間、ハンブルグで党大会を開催し、ベック党首を九五・五％の得票率で再選するとともに、社会民主主義の価値観を再評価する新しい基本綱領「ハンブルグ・プログラム」を採択した。基本綱領の改定は第二次世界大戦後わずか三回目のことである。労働社会政策については、①五〇歳以上の中高年失業者に対する失業給付受給期間の最長二四カ月への延長②年金支給開始年齢の六五歳から六七歳への引き上げ③ベースの緩和④時給七・五ユーロの全国最低賃金の導入④ミニ・ジョブ（月額報酬四〇〇ユーロ未満の就労）の労働時間を週一五時間に制限⑤実習期間を終えた派遣労働者に対する同一労働同一賃金の実現⑥平均以上の教育訓練を実施する企業に対する特別ボーナスの

支給の家族を介護する労働者に
対する一〇日間の有給休暇と疾
病給付金の導入⑧二七歳未満の
子供（学生の場合）を養育する
扶養者に支給される児童手当
（第一子）第三子は一人月額一
五四ユーロ、第四子以降は一人
月額一七九ユーロ）の支給対象
を〇九年から二五歳未満に引き
下げる政府案の撤回——などの
方針が承認された。

ベック党首は大会で、「人々は
高齢の求職者が低い手当しか受
給できないことを不公正だと考
えている」として、失業給付受
給期間延長の必要性を強調した。
また、この政策は改革の逆行で
はなく、「注意深い修正」である
と述べた。

シュレーダー前首相は、「アジ
エンダ二〇一〇は手段であって
最終目標ではない。それは修正
可能である」とベック党首への
支持を表明したが、「アジエンダ
二〇一〇の変更は、改革をより
良くするものでなければならず、
単なる人気取りのための変更で
あってはならない」と釘を刺し
た。

メルケル首相は、「我々は、社
会民主党が要求しているような
社会主義への回帰を必要としな
い。我々はそれを東ドイツの時
代にさんざん経験した」と述べ、
連立相手の政策転換を批判した。
同首相は、「政府の政策の評価基
準は雇用創出と経済回復であり、
失業給付I受給期間の延長はコ

ストの増加を招くものであつて
はならない」と述べた。CDU
／CSUは、失業給付Iの中高
年に対する支出の増加は若年層
に対する支出の削減で埋め合わ
せなければならぬと主張して
いる。

SPDのベック党首は、大会
における高い支持率による再選
を背景に、アジエンダ二〇一〇
に基づく労働市場改革の部分的
撤回を強く要求するものと見ら
れている。〇九年に予定される
連邦議会選挙に向けて、連立政
権の運営は今後益々困難になっ
ていくものと予想される。

（国際研究部 大島秀之）

EU

「ブルー・カード」制度 導入を提案 —域外から の高度技能移民の拡大へ

欧州委員会は一〇月、EU域
外からの高度技能移民の受け入
れに関する新制度を導入するた
めの指令案を提案した。米国の
グリーン・カードに倣って「ブ
ルー・カード」と呼ばれるこの
制度は、高度技能移民がEU域
内の任意の国で就労することを
可能とするもの。現在、技能労
働者の移民先として有力なアメ
リカやカナダ、オーストラリア
などに対抗して、域外からの高
度技能労働者の獲得を目指す。

米国などに対抗、手続きなどを簡素化

人口の高齢化や出生率の低下
などによる労働力不足への懸念
から、EUでは移民政策の見直
しが進められている。ユーロス
タット（欧州委員会の統計局）
によれば、域内の労働力人口は、
二〇五〇年までに二五〇〇万人
が六五歳に達し、また今後二〇
年だけを見ても、域内の労働者
不足は様々な技能レベルで二〇
〇〇万人にのぼる。欧州委員会
は、この不足分を移民によつて
補うことを加盟各国に提言して
いる。

なかでも重要な課題は、高度
な技能を持つ移民労働者の確保
だ。とくに、IT技術者やエン
ジニアなどの職種では、すでに
オランダなどで技能労働者不足
が顕在化している。しかし、技
能を持った移民労働者の多くは、
アメリカやオーストラリアなど
に流れている（1）。EUはそ
の対抗策として、域内共通の高
度技能移民の受け入れ制度を議
論していた（2）。欧州委員会
が二〇〇五年一二月に採択した
コミュニケーション「合法的移
民に関する政策プラン」は、こ
れを五本の指策策定の提案とし
てまとめたもので、約二年の議
論を経て、この九月に欧州議會
で可決された。

今回、「政策プラン」の一環と
して提案されたブルー・カード
制度は、三年以上の業務経験と、

英国など適用除外を申請か

「ブルー・カード」指令案に
対しては、ドイツ、オーストリ
ア、オランダなどが、既に反対
の立場を表明している。移民政
策を含め、自国の労働市場政策
の自律性が侵害されるおそれか
あるというのが大きな理由だ
（4）。また、EU域内の人の
移動の自由化に関する各国間合
意である「シェンゲン協定」⁽⁵⁾
に参加していないイギリスとア
イルランド、並びにデンマーク
は、適用除外を申請するとみら
れている。うち、イギリスは、「ポ
イント制」⁽⁶⁾「技能・経験、年齢等
に依じた加点により、入国のは
非を判定する制度」を二〇〇八
年三月から導入する予定で、当
面はこれを運用すると予想され
ている。またアイルランドも同
様に、独自のグリーン・カード
制度を維持する見通しだ。さら
に一〇月には、チェコが新たに
グリーン・カード制度（不足職
種に係る三年間の就労・滞在許
可）を導入する意向を明らかに
している。

EUレベルの労使も、「ブル
ー・カード」制度の導入自体に
は基本的に賛同しているものの、
その中身は複雑だ。使用者団体
であるビジネス・ヨーロッパは、
世界規模で拡大する高度技能人
材の市場から欧州が利益を得る
必要性を強調、またこれまで続
いてきた欧州からアメリカへの
頭脳流出に伴う損失を防ぐ意味
いだ。

各国の最低賃金の三倍以上の給
与が支払われる一年以上の雇用
契約を条件に、域外からの労働
者が所定の期間、EU加盟国で
就労することを認める。取得か
ら次期更新までの二年は、同一
国内での就業が義務づけられる
が、更新以降は任意の加盟国で
就労が可能となる。通常の就労
許可より手続きの所要期間を短
くし、また家族の呼び寄せの条
件も有利にする。なお、定住権
は認めておらず、また頭脳流出
が懸念される国での積極的な募
集活動も控えることが要請され
ている。後進国の懸念に配慮し
て、一定期間の就業後に移民労
働者が帰国することを前提とし
た、「頭脳循環」⁽⁷⁾（Brain
circulation）という考え方を提
唱しているためだ（3）。

なお、欧州委員会は「ブルー
カード」指令と併せて、域内へ
の移民に係る手続きの簡素化な
らびに均等処遇に関する指令案
を提案している。現在、国によ
っては別個の申請が必要な就労
許可と滞在許可を申請・発行と
も一体化し、手続きの円滑化を
はかる。また、合法的移民労働
者に対する労働条件、教育訓練、
資格制度の適用、また社会保障
や税控除等の適用に至るまで、
自国民やEU市民と平等な取り
扱いを加盟国に義務付けるねら
いだ。

でも、同制度に賛同している。一方、欧州労働組合連合（ETUC）は、域内で求められる高度技能労働者とそれ以外の労働者の間の線引きは、実際には難しいのではないかと疑問を呈している。人材不足の業種に関しては、域内の技能労働者を活用する努力を行うべきとの考えだ。これ以外にも、移民労働者に対する処遇その他の差別の問題や、移民労働者の増加による域内労働者の労働条件の悪化、教育訓練機会の減少などへの懸念を表明している。

不法移民対策の強化も

EUは、合法的移民の受け入れ拡大に向けての制度の整備とともに、不法移民や人身売買に対する取り締まりの強化も迫られている。EUに流入する不法移民は毎年約五〇万人という。アフリカなどからの不法移民の主な人口となっているスペインなどEU南部の各国に対し、現在、EUは流入防止の支援をしており、その効果が上がりつつあるとも指摘されている。

最近では、加盟国の拡大によって、EUの域内・域外の境界線（外部国境）が変わってきている。二〇〇四年に新規加盟した東欧諸国（キプロスを除く九カ国）と旧加盟国等の国境管理が、シェンゲン協定に基づいて今年末には廃止される見込みだ。しかし、旧加盟国の間には、新

規加盟国の国境警備体制に対する不信感が根強いのも事実だ。欧州委員会は、送り出し国と協力して移民問題の適正化をはかるため、二〇〇七から二〇一三年までのプログラムに三億八〇〇〇万ユーロを投じるほか、不法移民の雇い主への罰則強化に向け、法制化を進めている。

なお、前述の「政策プラン」によれば、欧州委員会は域内移民に関する三本の指令（それぞれ、季節労働者、企業内異動、有給研修生制度に関する指令）を二〇〇九年までに策定し、移民政策の整備と一層の共通化をはかる予定だ。

〔注〕

1. 欧州委員会によれば、現在、世界の低技能移民労働者の八五％がEUに集中しているのに対して、技能労働者は全体の五％に留まる（米国はそれぞれ五％、五五％）。識者の間では、技能労働者に対する明確な受け入れ政策やIT産業等での賃金額の差などが、理由として指摘されている。
2. EUの移民政策全般に関する近年の動向については、JILPT「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」独・仏・英・伊・蘭五カ国比較調査、第一部第六章「欧州連合の共通移民政策」を参照。
3. ただし、「政策プラン」は移民の同化促進を併せてうたっており、九月の欧州議会での決議は、この二つが矛盾することを指摘している。
4. 例えば、ドイツのグロス経済大臣は、「国内には活用されていない労働力が大量に保蔵されており、

「当座必要であるというだけで大量の外国人を受け入れることは出来ない」と述べている。

5. 参加国間の国境管理を撤廃し、人の自由な移動を保証する協定。このほか、出入国管理の共通化、国境警備における協力等を併せて規定している。二〇〇七年一月現在、イギリス、アイルランド以外のEU加盟国およびアイスランド、ノルウェー及びスイスが参加のうち一六カ国で実施されており、東欧諸国などにも順次拡大される予定。

【参考資料】

欧州委員会、ETUC、EurActive、BBC、Times Online、Guardian Unlimited、Financial Times、Telegraph.co.uk、workpernicom、International Herald Tribune、The Age.com、Spiegel Online International、各ウェブサイトを参照。

（国際研究部 樋口英夫）

フランス

大統領の社会改革案に猛反発、スト相次ぐ

サルコジ大統領が九月に発表した一連の社会制度改革案に対し、労組が猛反発し、相次いでストライキを実施している。大統領は、「今日の社会保障制度や雇用関連の諸制度を維持することは財政的に不可能だ。今までの制度では機会の均等を実現できないばかりか、労働意欲の低下を招いている」と強調。労使対話の重視こそうたっているものの、その性急な改革実施に對

し、労組は反発を強めており、ストは大規模化の傾向を示している。

公的年金の「特別制度」が焦点

公的年金制度の「特別制度」の改革に、労組側は最も反発している。フランスでは、公共部門の職員のなかでも、国鉄職員やパリ交通公団職員、電力・ガス公社職員、鉱山労働者、休日出勤の多いオペラ座の職員などは、「重労働者」とみなす「特別制度」があり、年金の負担金支払期間が軽減されている。これらの特別制度では、年金受給者がおよそ一〇万人であるのに対して、保険料拠出者は五〇万人程度にとどまっておらず、国からの補助金が非常に高額となっている。さらに、五五歳以下で年金を受給開始することが可能な場合が多く、「特権的」と批判の声が上がっていた。

大統領は、ベルトラン労働大臣に労働組合など関係当事者との協議を開始するよう指示。同大臣は、九月下旬、労働組合との協議を行い、一〇月三日、国民議会で「特別制度」の改革案を正式に発表した。改革案では、二〇一二年までに、完全年金（フルペンション）の受給に必要な保険料拠出期間を現行の三七・五年から四〇年に引き上げるとしている。

失業保険部門を統合・合理化

失業保険部門の統合と合理化策も労組の反発を招いている。公共部門に属するANPE（公共職業安定所）と失業保険制度の運営組織で民間部門に属するUNEDIC（全国商工業雇用連合）の統合が打ち出されている。

フランスの失業保険制度は根柢となる法令がなく、労使の代表によって定められた協約を政府が承認するという協約制度がとられている。全国レベルで全職域に共通の合意を労使が形成し、その合意を政府が承認する。保険料は被用者と雇用主の双方が拠出し、制度の運営はUNEDICとその地方機関であるASSEDIC（商工業雇用協会）によって行われる。

この制度のもとでは、失業者が失業保険手当を受給するには、まずANPEで求職者登録をしなければならない。給付機関であるASSEDICに出向かなくてはならない。しかし、ASSEDICはANPEとは別の場所にあることがほとんどで、再就職活動を少しでも早く開始したい失業者にとっては大きな負担となっていた。こうした状況の改善を目的に、二〇〇六年、ANPEとUNEDICはワンストップサービス化に合意したものの、人員削減や個々人の能力等を無視したポストへの異動を強いられるなどとし、労組側は反発し



ていた。
サルコジ大統領は、「ひとつの窓口にアクセスすればよくなり、求職者にとっては非常に有益である」と主張に対し、ラガルド経済・産業・雇用相に統合の具体的なプロセス策定を指示した。ラガルド大臣は、労使と協議、総合に必要な法案を二〇〇七年一二月に国会へ提出し、二〇〇八年初めの成立を目指す考えを明らかにした。

業務のネットワークについては、現在三〇カ所にあるASS EDICがANPEの事務所と統合し、全国で二八の地方部署に再編される。ひとりの失業者の受入れ、登録、フォローアップ、失業補償の給付はすべて同じ担当者が行うことになる。新組織（暫定的に「フランス雇用（FRANCE EMPLOI）」と呼ばれる）は、私法上の機関

で公共サービスの実施を任務とする。職員ひとり当たりが担当する求職者の数は、現在の六〇人以上から半分に減る見通し。また、ANPE（三万人）とUNEDIC（二万四〇〇〇人）の職員の身分も統一するが、同大臣は、合併による人員削減はないと強調し、労組側の不安を払拭するように努めている。

スト、一九九五年以来の規模に

このほか、週三五時間労働制の柔軟的運用や中高年の雇用促進策の推進などを大統領は打ち出している。大統領は、「なぜ賃金労働者が、余暇ではなく報酬を選ぶことが許されないのか？」とし、政府が労使と協議し、労働時間に関する企業別や産業別の労使交渉を促すことを表明。また、休暇（ヴァカンス）を取らずに働き、その分の報酬を得ることを可能にする考えも明らかにした。中高年の雇用促進については、「就業を継続したい人にベナルティーを与えたり、労務管理上、企業や官公庁に中高年の排除を促している社会制度を廃止するよう政府に指示する」とし、六五歳未満での定年制度の廃止やプレ年金への課税強化、中高年の失業給付受給者を対象とする求職活動免除の段階的廃止を挙げた。

大統領は、十分な労使対話を経てこれらの改革を実現すると主張しているが、労組は「改革

案は全て使用者側の期待に沿うもので、被用者にのみ努力を求めている。我々が期待する購買力の向上や賃上げに関して具体的な提案が何ひとつない」と批判。特に年金制度改革に猛反発し、一〇月一八日、フランス全土で大規模ストを敢行した。一九九五年のジュベ・プラン以来の規模で（注）、フランス新幹線（TGV）は五%ほどしか運行されず、在来線も大部分が運休、国際列車のユーロスター（パリとロンドンをつなぐ）も二割が運休した。パリでは、地下鉄、バス、郊外電車がほぼ全面運休となり、市民は、自転車や自家用車、タクシードの移動を強いられた。一〇月二五日からは、待遇改善を求めるエールフランスの労働組合がストに突入し、数日間、空のダイヤが乱れた。また、二七日からはオペラ座でもストを敢行、公演中止となった。さらに、十一月三日には、国鉄職員に加えて、フランス電力公社EDFの職員のスト、そして十一月二〇日には国家公務員のストが予定されている。

〔注〕

一九九五年一月、当時のジュベ首相（保守政権）が発表した社会保険改革プランをきっかけに、公共部門を中心におよそ一カ月にわたる全国争議が生じた。公的部門の年金制度について、九三年に実施した民間部門と同様にフルペンション期間の延長を試みたが、国鉄（SNCF）、郵便電話公社（PTT）、電力ガス公

社（EDF・GDF）や都市交通（バスや地下鉄）など、公的部門の労働者が猛反発し、改革は失敗に終わった。

（国際研究部 町田敦子）

中国

都市部失業率が〇・一ポイント低下

中国労働社会保障部は二二日、今年一〜九都市部で新たに九二〇万人の雇用が創出され、都市部の登録失業率は昨年同期比で〇・一ポイント低下した四・〇%になったとの雇用情勢を発表した。政府の今年の当初見通しは四・六%であった。国内専門家によるとこの変化は大きなものではないが、中国失業率の上昇が折り返し点を過ぎたとの見方が強い。雇用創出数については、通年の目標値九〇〇万人をすでに前倒しで達成した格好だ。他方解雇された労働者で再就職した者は四〇六万人となり、通年目標値（五〇〇万人）の八一%を達成している。

ここ数年の都市部登録失業率の推移を見ると、〇一〜〇六年の各年末時の都市部登録失業率はそれぞれ、三・六%、四・〇%、四・三%、四・二%、四・二%、四・一%となっており、〇三年をピークに下降傾向を示している。〇四年に前年の四・三%から四・二%に下がった際、当局は「失業率の低下が始まっ



たと説明するにはまだ早い。〇三年の状況は新型肺炎（SARS）の発生及び労働力の供給過多等特殊な事情によるもので参考にならない」との認識を示していた。一方、〇六年から今年第三四半期にかけての持続的な低下については、自信をもって安定した低下基調に入ったものとの判断を示している。また専門家は、経済の持続的発展が安定していること、そして来年の北京五輪の開催に伴う雇用刺激を考慮すると、〇八年の都市部登録失業率は六年ぶりに四%台を割る可能性があるとの見方を示している。もちろん都市部登録失業率の安定した低下傾向に経済成長の力強い牽引が果たした貢献を無視することはできない。〇六年に中国の国内総生産（GDP）は前年比一〇・五%

の伸びを示し、初めて二〇兆円を突破した結果、都市部の新規雇用も一〇〇〇万人を突破した。だが、こうした良好な基調の維持は容易ではない。第一次五カ年計画(二〇〇六―一〇一〇年)中、都市部で毎年新たに一〇〇〇万人の新規労働力が労働市場に参入し、農村部ではさらに一億二〇〇〇万人の余剰労働力が就業先を求めていることから、労働力全体としてはなお供給過剰の状態が続くとの厳しい見方も一方に存在する。一時的に失業率が下降したとはいえ、経済失速及び大量の余剰労働力等懸念材料も多く、今後の雇用情勢の動向については目が離せない。

【資料出所】

労働社会保障部、人民網、時事ワールド他

(国際研究部)

イギリス

**経済成長、労働力不足
緩和に寄与―内務省報告、移民受け入れを評価**

内務省は一〇月、他省庁と共同で作成した「移民の経済的、財政的影響」と題する報告書を発表した。移民の近年の増加について、経済成長や財政状況の改善に寄与するとともに、高齢化に伴う労働力不足緩和の一環を担うなどと、積極的な評価を下している。また、内務省は、



受け入れる技能労働者の質的向上に向けて選択基準を整備し、同時に不法移民を阻止する国境警備体制を強化する移民制度改革の方針を改めて示した。こうした政府の積極策の一方で、移民の急激な増加による公共サービス面の拡大を余儀なくされている地方自治体からは財政支援を政府に求める声が出ている。

技能水準・平均賃金、イギリス人を上回る

報告書は、人口構成、財政・経済、労働市場、就業構造などの視点から、移民の影響を分析している。

・二〇〇五年半ばから二〇〇六年半ばにかけての長期移民(一年以上、イギリス人含む)は、移出が三八万五〇〇〇人、移入が五七万四〇〇〇人で、

一八万九〇〇〇人の流入超過となった(1)。今後は年一九万人のペースで移民が増加すると推計している。

・移民の経済成長への寄与は二〇〇六年で約六〇億ポンドと推定される(全体の一五―二〇%相当)。また、公共政策研究所(IPPR)の二〇〇三―四年についての推計では、移民は政府収入の一〇%に貢献(税金等)、政府支出の九―一%相当を享受(各種給付、公共サービス)している。長期的には、財政改善や労働力不足の緩和に寄与するとともに、高齢化に伴う国民負担率の増加幅を押し下げ効果が期待される。

・労働力人口に占める外国人(国外出生者)の比率は、一九九七年の七・四%から二〇〇六年には一二・五%に増加した。外国人の就業率(六八%)は上昇しており、イギリス人(七五%)との差は縮小傾向にある。フルタイム労働者の平均で比較した場合、技能水準はイギリス国籍労働者より高く、より高度な職業に就いている比率が高い。この結果、二〇〇六年の週当たり平均収入額の四二四ポンドは、イギリス人労働者の平均である三九五ポンドを上回っている。ただし、近年の外国人の賃金水準の低下とイギリス人労働者における上昇により、

その差は二〇〇一年の七六ポンドから二〇〇六年には二八ポンドへと縮小している。なお、失業への影響は観察されていない。最も低い賃金水準の労働者の賃金に対してわずかな負の影響がみられるが、このグループについても賃金は上昇しており、これには最低賃金制度の効果もあると考えられる(2)。

・新規EU加盟国である東欧諸国(A8)を除いた外国人の業種・職種別の分布は、建設業で比率が低く、専門的業務で高いことを除けば、イギリス人と大きな違いは認められない。

一方、A8からの移民については、業種別には流通・宿泊・飲食店業(二四%)、製造業(二二%)、建設業(一四%)、職種別には初級の職業(elementary occupations)(三八%)や加工・工場労務・機械操作(二六%)などで比率が高い。

移民の増加は、国内の労働力に不足している技能を補充することにより、イギリス人労働者の生産性を直接的に高めているほか、国内経済に必要なサービスを提供することにより、イギリス人労働者が他のより適した職に就くことを通じて、間接的にも生産性に寄与している。

**ポイント制導入、英会話能力
チェックも**

報告書の発表にあわせて、内務省は、今後一年間に予定している移民制度改革プランについて改めて方針を示した。中心となるのは、二〇〇八年三月から段階的に導入される「ポイント制」(3)だ。欧州経済地域(EEA)外からの移民に対して、技能・経験、年齢等に応じた加算点により、入国の是非を判定する。受け入れ基準の設定など、その運用にあたっては、Migration Advisory Committee(政府の諮問機関として、労働市場への影響や技能労働者の不足業種の判定等を行う。有識者などで構成する予定)と、Migration Impacts Forum(地域に対する社会的影響や、公共サービスを通じたその対応などを分析。移民担当大臣・コミュニティ担当大臣をトップに、政労使で構成)が政府に対して提言や情報提供を行う。

一方、港や空港での国境管理体制の強化の方策としては、国境移民庁(Border and Immigration Agency)に税関及び滞在許可発給機関(UKVisas)を編入し、政府とは独立の組織として拘束権など新しい権限を与える。また、出入国手続きの電子化(これに伴い、一九九七年以降廃止されていた出国管理を復活)や、難民認定作業の迅速化(四〇%について六カ月以内の解決をは

かる)、重大な犯罪をした外国人を自動的に国外退去とするなど、手続きの効率化をはかる。

併せて、EU域内や一部関係国を除く外国人(世界の四分の三の人口に相当)に対する査証申請時の指紋捺捺の義務化や、国内に居住する外国人への生体認証IDカード(就労の可否を含む情報が記載される)の付与などを予定している。さらに、外国人労働者の入国申請に際して雇い主(sponsor)となる資格をライセンス化し、不法移民を雇用するなどの法律違反に対しては、一万ポンド以下の罰金とともに、ライセンスの剥奪もありうる(4)。

なお、ポイント制については、英語能力の証明を新たに要件として加えることがこの九月に政府によって発表された(5)。これにより、技能移民労働者はイギリス政府が認定した試験などで、英会話能力などが一定水準以上であることを示さなければならぬ。政府は、二〇〇六年のEU域外からの技能移民労働者九万五〇〇〇人のうち三万五〇〇〇人が、政府の設定する基準に達していないとみており、制度導入後の大きな影響が予想される。

自治体からは財政支援の声も

政府の楽観論に対して、地方自治体では外国人移民の増加による公共サービスや財政への圧

迫を訴える声が強い。一月初め、イングランドとウェールズの五〇〇弱の地方自治体が構成する地方自治体協会(Local Government Association: LGA)は、独自の調査をもとに、

A8などからの移民の増加が地域に及ぼしている影響について報告書を発表した。移民の受け入れによる利益は認めつつも、その急激な増加が、教育・住宅供給・医療など地域の公共サービスの維持を難しくしている、というのがその内容だ。また、犯罪の被害にさらされやすい移民や貧困家庭の児童の保護の必要性も併せて指摘している。LGAはこれらの問題への対策費として、新たに年二億五〇〇〇万ポンドの予算投入を政府に要請、また調査等によるデータの整備や実態把握や、地域の実状に沿った予算配分などを求めている。

地域での外国人同化政策の必要性については政府も認めており、一〇月には、今後三年間で五〇〇〇万ポンドを投入する新たな政策パッケージの導入を決定している(二〇〇七年の予算額は二〇〇万ポンド)。これまで柱としてきた外国人に対する翻訳サービスや、特定のマイノリティ・宗教グループ等を代表する団体への援助といった支出内容を見直し、英語教育などで外国人の社会統合を支援する団体への財政援助に転換していく。

また併せて、移民増加による摩擦に対応する専門家チームを地域ごとに設置するとしている。ただし一方で、外国人向け英語コース(English for Speakers of Other Languages: ESOL)の

無料提供を原則廃止し、受講者(もしくは雇用主)に費用の一部を負担させた、より簡易な「仕事向け」英語コース(ESOL for Work)を新設するなどの効率化も進めている。これには、受講期間の短期化による大量の受講待ちの解消とともに、現在仕事があつて、長期滞在を認められている移民に対して、優先的に受講資格を与え、実用的な英語の習得による生活の向上を支援する意図がある。

LGA報告書は、同化政策における英語教育の重要性を強く主張、こうした効率化の方針にも再検討を促している。

【注】

1. イギリス人を除いた長期移民データとしては二〇〇五年(歴年)が最新で、移出が二万二〇〇〇人、移入が二万九千六〇〇人(一八万五〇〇〇人の流入超過)。イギリス人移入者数は、外国人の約四分の一の七万七〇〇〇人だった。また、報告書は移民の累積数に言及していないが、元データとなった統計局のレポートは、二〇〇五年までの五年間の外国人移入者について一三八万七〇〇〇人の純増(移入一移出)、イギリス人については約五〇万人の純減としている。

なお、移民関連統計・推計の実態との乖離は報告書自体も課題として挙げているところだが、報告

書の発表と前後して、外国人労働者の増加数が過少に推計されていたことが判明した。政府は既に二度の訂正を行っており、これをめぐって担当大臣が国会で謝罪するなどの事態に発展している。政府は過去一年の外国人労働者数の増加に関して、当初八〇万人としていたが、これを一一〇万人に訂正さらに一五〇万人に再訂正した(同時に創出された雇用の八割を外国人が占める計算)。

2. ただし、識者の間には、移民の増加による賃金水準の低下を指摘する意見もある。

3. 制度の概要は、JILPT「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(独・仏・英・伊・蘭五ヶ国比較調査)(二〇〇七) JILPTウェブサイト「海外労働情報」二〇〇七年七月などを参照。なお、就業許可との関連では、イギリスの移民制度上、「外国」は大きく四種類に分かれる。第一のグループは、二〇〇四年以降のEU加盟国を除く欧州経済地域(EEA)加盟国で、居住・就業とも自由。第二のグループは、二〇〇四年の新規EU加盟国のうちポランド、チェコなど東欧の八ヶ国。就業先等については、労働者登録スキームへの登録を要するが、当該就業先で一年就業した後は第一グループと同じ扱いとなる。第三のグループは、二〇〇七年の新規加盟国であるルーマニアとブルガリア。高度技能移民プログラム(H SMP)の適用者。労働市場テスト(国内で労働力の調達に困難であることの証明)に基づく就労許可証保有者、自営業者以外については、低技能・若年労働者を対象とした業種別割当スキーム(SBS・二〇〇七年現在、該当業種は食品加工業のみ)および季節農業労働者スキーム(SAWS・二〇〇八年以降は上記二ヶ国のみ対象)により、一定数・一定期間のみ限

定的に受け入れられる。第四のグループはEEA域外で、原則的には、H SMPの適用か、労働市場テストに基づく就労許可証が必要となる。

4. 根拠法として、二〇〇七年英国国境法(UK Borders Act 2007)が一〇月末に成立した。

5. 一月に始まった国会で、これに関する法案が提出される予定。なお、現行の制度で移民労働者に英語能力の証明を求めるのは、H SMPのみ。

【参考資料】

- Home Office 'The Economic and Fiscal Impact of Immigration' (2007)
- Home Office 'Evidence from our Regional Consultation on the Impacts of Migrations' (2007)
- Office for National Statistics 'Statistical Evidence on the Economic Impact of Immigrations' (2007)
- Institute for Public Policy Research 'Britain's Immigrants - An economic profile-' (2007)
- Local Government Association 'Estimating the Scale and Impacts of Migration at the Local Level' (2007)
- 『カ、Home Office' Communities and Local Government' Workpermit.com' BBC' Times Online' Guardian Unlimited' Financial Times' Telegraph.co.uk 各ウェブサイト

(国際研究部 樋口英夫)